

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十年九月八日

広島県収用委員会

一 起業者

呉市

二 事業の種類

安浦都市計画公園事業三・三・一号安登公園

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

目	所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
			公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
呉市安浦町安登西六丁目	一三〇番	ため池	雑種地	六二九	六二六・八七	六二六・八七	

四 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、土地登記名義人（亡）形岡八十平 相続人（相続人不明）

上記相続人のうち判明している者

- 澤本 弘子 広島市南区仁保三丁目三八番一六号
- 加来 信枝 東京都葛飾区東新小岩三丁目八番一―二〇六号
- 秋山 淑子 神奈川県横浜市栄区庄戸三丁目一四番二四号
- 形岡 暁生 東京都中央区日本橋三丁目六番七―八〇五号
- 宇野 育子 広島市安芸区矢野西一丁目一五番八号
- 仲松 カネ 沖縄県那覇市壺屋二丁目一番二〇号
- 後嵩西 義隆 沖縄県石垣市新川二―一番地の一
- 池田 茂子 岐阜県多治見市星ヶ台一丁目五番地の九四
- 坂口 茂生 岐阜県多治見市太平町二丁目八番地グリーンハイツ多治見五〇一
- 坂口 茂信 愛知県瀬戸市八幡台九丁目一三二番地
- 坂口 次夫 名古屋市中村区中村町一丁目三七番地の三
- 小池 節子 岐阜県多治見市喜多町四丁目二番地
- 東上里 節子 沖縄県石垣市字大川三五四番地
- 真境名 和子 沖縄県石垣市字石垣一八二三番地の二
- 前泊 京子 神奈川県横浜市青葉区梅が丘二三番地一六梅が丘エクセレンス八一〇
- 真境名 馨 沖縄県豊見城市字上田一五七番地 コーポスマイル二〇二号
- 真境名 有喜 群馬県高崎市上中居町一六〇九番地―一 レオパレス辻薬師三〇一号

真境名 輝充 三重県鈴鹿市平野町五六五番地の四

比嘉 洋子 沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜四五三番地

真境名 信夫 沖縄県石垣市字大川三六七番地 新田方東

波平 末子 沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜四五三番地

齊藤 富 山梨県甲斐市玉川八八八番地 県営玉川団地三〇号館一三号

高西 ミチエ 鹿児島県鹿児島市高麗町一一番八号

又は

高西 タマ子 沖縄県石垣市字新川一九八番地

新家 桂子 広島県広島市西区井口台三丁目三七番三―一―一―二号（井口台パークヒル

ズ参番館）

山下 知子 千葉県佐倉市上志津一六七三番地九一 ハイホーム五〇九号

川畑 玲子 鹿児島県鹿児島市高麗町一〇番一九―一―一〇二号

高西 将仁 沖縄県石垣市字新川一九八番地

友利 里枝 沖縄県石垣市字新川一九八番地

高西 見奈 No. 7 AMBUCLAO Rd GIBALTAR PACDAL BAGUIO-CITY 2600 PHILIPPINES

長澤 静子 東京都東村山市本町四丁目九番地本町アパート二四―七〇二

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 土地収用裁決の手續開始を決定した日

平成二十年八月二十六日